

令和6年度

いじめ防止基本方針

鯖江市北中山小学校

北中山小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 策定

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針（案）よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、ふるさと教育等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

文科省「私たちの道徳」や福井県版「心のノート」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学年だより等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに管理職や生徒指導主事、学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページやお便り等で、児

童や保護者に伝えている。

- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方についてユニバーサルデザインの視点で授業づくりを行い、公開授業や授業研究に努め、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。また、ポジティブ教育を推進し、児童の自己有用感や集団への適応感を高めていきます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について指導し、保護者に対しても「北中山幼小スマートルール」を広め家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。毎週木曜日に、情報共有・研修の場をもちます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的に「心のアンケート」等の相談アンケートを行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○保護者に対するいじめ調査の実施・教育相談体制の充実

学級担任とスクールカウンセラーによる定期的な個別面談を通して、学習

や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

- 相談しやすい職場環境の醸成を目指し、多くの目で多角的・多面的な児童の観察を目指し、児童の異変に素早く対応します。

○「いじめ対応サポート班」による対応

いじめを認知（思われるものも含む）した場合、該当教諭は直ちに管理職及び対策チームに報告、連絡し、早期の組織対応に努めます。

特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有（毎週木曜日に終礼を実施）するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○保護者への対応

事案を認知したら、直ちに事実確認をするとともに、関係児童の保護者への連絡を行います。指導後は聞き取り内容や指導内容を報告するとともに、事案の経過を把握するために保護者との連絡を密にします。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告してきた児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、双方の保護者への連絡、情報共有など適切な対応をとります。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○ いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り（しいのみ班活動など）
 - ・いじめが起きない学校、学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・毎月「心のアンケート」と児童の実態把握

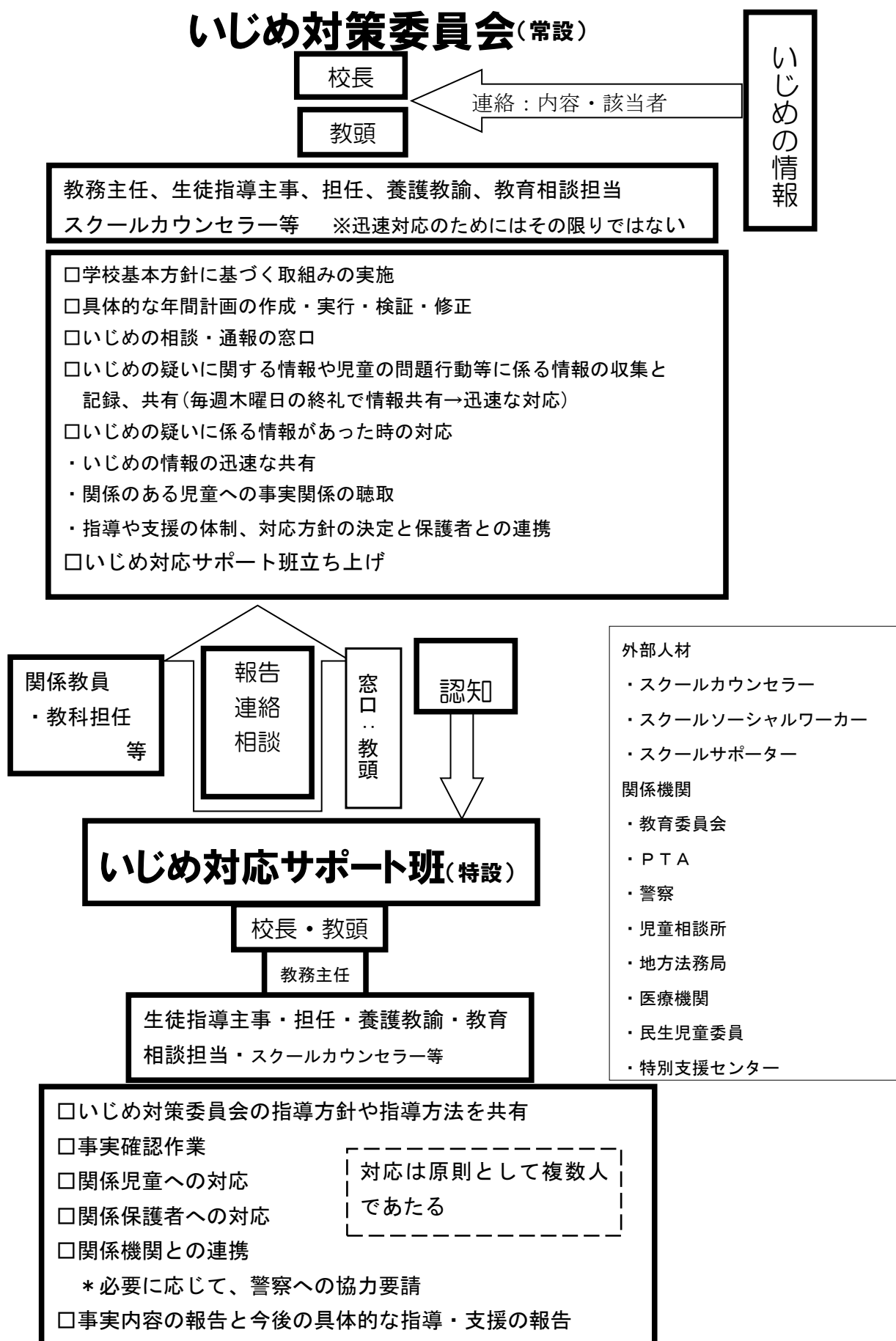
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 ○「あのねボックス」の設置【保健室前】 ○職員研修 ・ポジティブ教育推進 ・ユニバーサルデザイン の授業づくり・環境づくり ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 ○「いじめ防止基本方針」のHP更新 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○スクールカウンセラーが学級に入って給食【SC】 ○保護者との情報交換【所在地確認】 ○保護者との情報交換【自宅確認・家庭訪問（任意）】 ○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級】 ○行事を通した人間関係づくり【しいのみ班結成】 ○心のアンケート【学級】					
5月	○児童に関する情報交換【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【しいのみ集会・校外学習】 ○行事を通した人間関係づくり【校内体育大会】 ○あいさつ運動【児童会】 ○心のチェック「生活チェック」【学級】 ○アンケート・個人懇談の実施【教育相談週間（担任・SC）】					
6月	○児童に関する情報交換【毎週木曜日の終礼】 ○授業研究【授業改善、規律の確立】 ○児童に関する情報交換【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり【しいのみ集会】 ○保護者との情報交換【保護者会】 ○心のアンケート【学級】 ○宿泊体験を通した人間関係づくり【合宿通学】 ○宿泊体験を通した人間関係づくり【宿泊学習】					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり					
		○行事を通した人間関係づくり 【ラジオ体操デー・親子奉仕活動】					
		○心のアンケート 【学級】 意識調査					
8月	○児童に関する情報交換 ○職員研修 ・絵を見る会 ・地域を知る ・特別支援教育 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○保護者との情報交換 【家庭訪問（任意）】					
		○心の栄養 【家庭での読書】					
9月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【連合体大会】					
		○人権教育の授業					
		○心のチェック「生活チェック」 【学級】					
		○心のアンケート 【学級】					

〔10～12月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行・校外学習】					
		○行事を通した人間関係づくり 【ありがとう集会】					
						○行事を通した人間関係づくり【資源回収】	
		○心のチェック「生活チェック」【学級】					
		○心のアンケート【学級】					
						○行事を通した人間関係づくり 【連合音楽会】	
11月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり					
		○アンケート・個人懇談の実施 【教育相談週間（担任・SC）】					
12月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【しいのみ集会（大なわとび大会）】					
		○保護者との情報交換【保護者会】					
						○新たな絆づくり 【中体校隊験入学】	
		○心のチェック「生活チェック」【学級】 意識調査					

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○「情報モラル」の授業 【道徳】					
		○行事を通した人間関係づくり 【しいのみ集会】					
		○心のチェック「生活チェック」 【学級】					
		○心のアンケート 【学級】 意識調査					
2月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○幼稚園との交流 【幼稚園児の「ゆうびんやさんごっこ」】					
		○行事を通した人間関係づくり 【新1年生を迎える会】					
		○保護者との情報交換 【オープンスクール】					
3月	○児童に関する情報交換 【毎週木曜日の終礼】 ○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○児童に関する移行支援会議 ○年間の取組みの検証と年間計画の作成	○アンケート・個人懇談の実施 【教育相談週間（担任・SC）】					
		○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】					
		○心のチェック「生活チェック」 【学級】					